

保存樹林地等奨励金制度をご利用ください

福生市では、緑化推進の一環として、市民の皆さんが樹林地及び樹木、生垣を設置し、今後、規定された年数以上にわたって維持管理を行なうことが確約される場合に、奨励金を交付します。

対象

- 1 面的なつながりが700㎡（7アール）以上ある樹林地を設置（所有）する者
- 2 樹高が10メートル以上あり、かつ地上高1.5m部分の幹周が1m以上ある樹木を設置（所有）する者
- 3 道路に接する部分の樹高が1m以上あり、かつ延長が5m以上ある生垣を設置（所有）する者

※3にいう道路とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当するもの。

(1)公道

(2)私道のうち、起点および終点が公道又は幅員が4m以上ある袋小路でない私道に接するもの。

(3)私道のうち、幅員4m以上でかつ延長が20m以上の袋小路のもの。

奨励金額

生垣の奨励金額：1箇所ごとの延長1mにつき1,000円。

ただし、延長が10mを超える部分については、1mにつき300円。

保存樹木の奨励金額：1本につき2,000円（樹林地についてはお問い合わせ下さい）

維持管理期間

5年以上維持管理

※生垣の設置費用の助成を受ける場合は10年以上維持管理が必要です（2頁参照）。

※規定された年数に達する前に樹木等を伐採する等した場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、原則それまで交付した奨励金をご返還いただきますのでご承知おきください。

新規の生垣設置費用補助（2頁参照）

新規で5m以上の生垣を設置される方に設置費用を補助しております（1回限り）。

受付は先着順で予算に達し次第打ち切りとさせていただきます。

※生垣を設置するに当たり、既存の塀を撤去する場合、撤去費用を補助します。

※申請には領収書が必須となります。お忘れのないようお願いいたします。

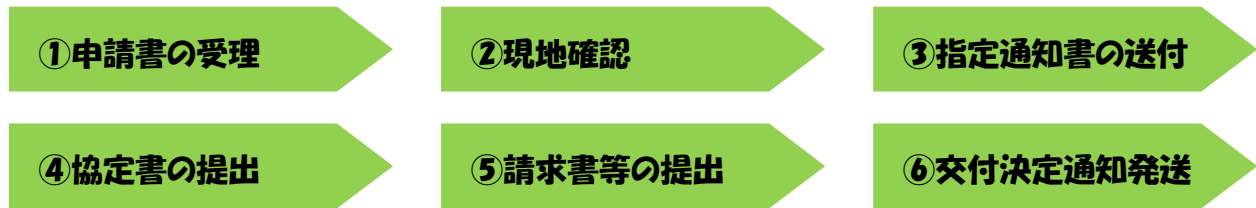
●申請条件

対象者について

○都市計画税及び固定資産税の滞納のない方

○5年又は10年以上にわたり、樹林地、樹木、生垣を維持管理できる方

●申請受付から交付までのながれ-----



※請求書等書類は 1 月ごろ、交付決定通知は 2 月ごろ、奨励金の交付は 3 月中に行なっております。

※抜き打ちで樹木、生垣等を確認させていただきます。

- ①保存樹林地等指定申請書（申請書は 3 頁）に必要事項をご記入の上、環境政策課緑と公園係にご申請ください。
- ②職員が現地を確認に伺います。
- ③協定書を送付しますので、必要事項をご記入の上、ご提出ください。
- ④1 月ごろに「保存樹林地等奨励金交付申請書」及び「保存樹林地等奨励金交付請求書」、「保存樹林地等奨励金・生垣設置補助金の交付事務に伴う調査の承諾について」に必要事項をご記入の上、1 月末日までにご提出ください。
- ⑤2 月ごろに「保存樹林地等奨励金交付決定通知」を発送いたします。
- ⑥3 月中に奨励金をご指定の口座に振り込みます。

●注意事項-----

- ・協定を結んでいる期間中に指定を受けた樹木・生垣等を伐採しないでください。
- ・指定を解除したい場合、変更したい場合は事前に環境政策課緑と公園係へご連絡ください。
- ・協定書は 5 年ごとに 1 度お送りいたします。
- ・「保存樹林地等奨励金交付申請書」及び「保存樹林地等奨励金交付請求書」、「保存樹林地等奨励金・生垣設置補助金の交付事務に伴う調査の承諾について」、「保存樹林地等奨励金交付決定通知」の文書は毎年送付いたします。奨励金交付をご希望の方は、必ず期日までに手続きを済ませてください。
- ・保存樹林地等の状況は毎年確認に伺います。奨励金の交付条件を満たさない場合、奨励金の振り込みはできません。

●新設生垣設置費用の補助について-----

新たに 5m 以上の生垣を設置する方に、1m につき最大 5,000 円（限度額 10 万円）の補助をします（ただし、費用の全額以上の請求はできません）。

なお、協定期間は 10 年です。協定期間内に生垣を維持できなくなった場合、補助金は全額返還となります（撤去費用も同じ）。ご注意ください。

また、生垣を設置するに当たり、既存の塀を撤去する場合、1m につき最大右表の補助額を撤去費用として補助します。

補助金をご希望の方は環境政策課緑と公園係までご相談ください。

撤去する塀の種類	補助額	限度額
石積み塀（裏込めコンクリートを含む。） コンクリートブロック塀	4,000 円	40,000 円
万年塀 空石積み塀 板塀	2,000 円	20,000 円
金網塀及び市長が特に塀と認めるもの	300 円	3,000 円

<問合せ> 福生市役所生活環境部環境政策課緑と公園係

〒197-8501 福生市本町 5 番地 TEL：042-551-1985（直通）

《保存樹林地等指定申請書の書き方》

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

保 存 樹 林 地 等 指 定 申 請 書

福生市長 宛て

申請者 住所
(所有者)
氏名

電話 ()

福生市の緑を守り育てる条例第7条の規定に基づき保存樹林地等として指定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 樹林地の明細

樹林地申請者
記入欄

所在地番	地目	地積㎡	管 理 者	
			住 所	氏 名
樹林のある場所の 住所	一般 又は 介在	面積	管理者の住所	管理者名

2 樹木の明細

樹木申請者
記入欄

樹 種	本数	所在地番	管 理 者	
			住 所	氏 名
木の種類		木のある場所の住所	管理者の住所	管理者名

3 生垣の明細

生垣申請者
記入欄

樹 種	高さm	延長m	所在地番	管 理 者	
				住 所	氏 名
生垣の種類			生垣のある 場所の住所	管理者の住所	管理者名

※所有者と管理者が同一の場合は、管理者の欄の記入は不要です。

《生垣設置補助申請書の書き方》

別記様式第12号（第19条関係）

（表面）

年 月 日

福生市長 宛て

申請者 住所
（所有者）
氏名
電話 （ ）

生垣設置補助金申請書

福生市の緑を守り育てる条例施行規則第19条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 申請金額①+② 円

2 補助対象生垣

樹種	高さ	道路に面する部分の延長 A	設置所在地	交付申請額 ①
	m	m	福生市	(A×5,000円) 円

※ 交付申請額が、①の計算により10万円を超えるときは10万円を限度額とします。

3 補助対象撤去塀（撤去する既存の塀があったときのみ記入）

塀の種類	道路に面する部分の延長 B	設置所在地	交付申請額 ②
	m	福生市	(B×補助額) 円

※ 塀の種類によって補助額及び限度額が違いますので、裏面の表を参照してください。

記入必須

設置に合わせて
塀の撤去を
した方のみ

ただし、生垣の設置金額以上、撤去金額を超える申請はできません。

※費用の一部補助ですので、領収書の金額を超える支払いはできません。